

公立保育園運営の今後の方針について（原案）

1. 趣旨

本市では、待機児童解消策として民間を活用した保育定員拡大に取り組む一方で、厳しい財政状況等を背景に既存の公立保育園を活用した保育事業の展開が難しくなりつつある。そこで、公立と私立の役割分担を明確化するとともに、これからの時代に合った公立保育園の運営方法にかかる方針を策定することに対し、市川市子ども・子育て会議からの意見を求めるものである。

2. 公立保育園運営のあり方を見直さなければならない要因

① 厳しい財政状況

- ・平成 27～29 年度の 3 年間で累計 144 億円の財源不足（平成 26 年 10 月中期財政計画）

② 公立保育園運営に対する市負担の高止まり

- ・平成 16 年度に公立保育所運営費国庫負担金が一般財源化
- ・公立保育園の運営費は保育料（約 16.5%）のほか、ほとんどが市の一般財源（約 81.8%）で負担
- ・公立保育園の運営費の市負担額は、私立保育園の 2 倍以上

【児童一人一月当たりの保育費用の財源内訳（平成 26 年度決算より試算）】



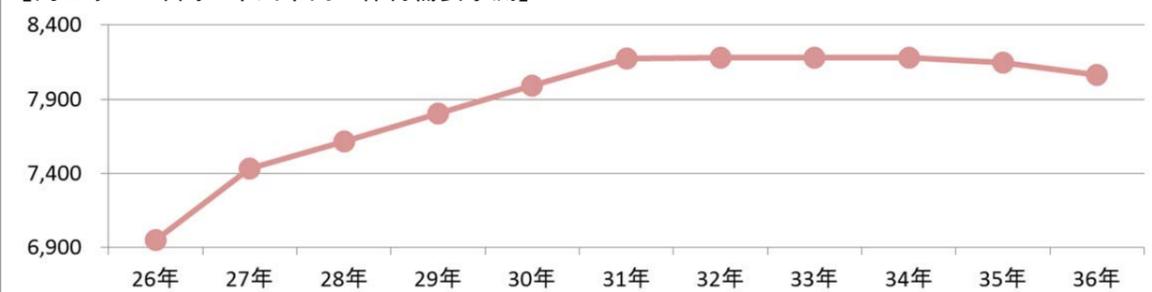
③ 園舎の老朽化

- ・公立保育園園舎はいずれも築後 30～50 年経過
- ・維持補修費用は 1 園当たり約 500 万円
- ・公立保育園園舎の建替え費用は全額市負担

④ 減少への転換が予測される保育需要

- ・本市の保育需要は平成 35 年度頃以降緩やかに減少と予測

【向こう 10 年間の市川市内の保育需要予測】



⑤ 民間が運営する保育園の増加

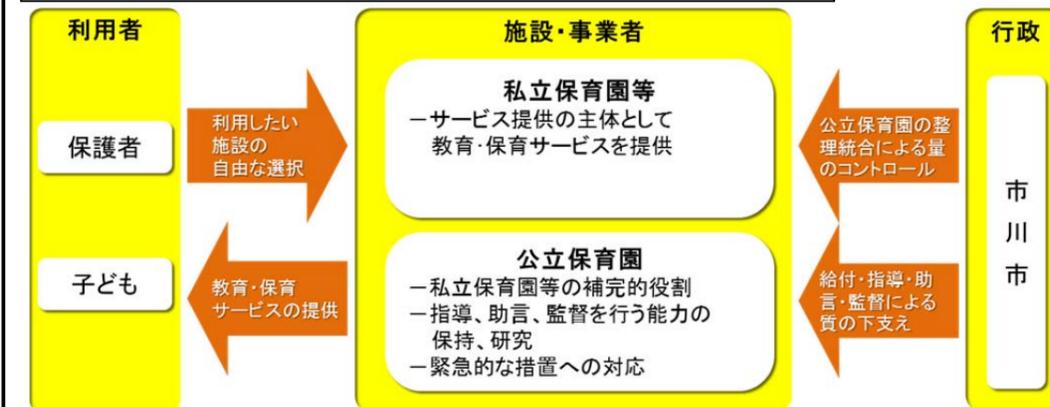
- ・市内の認可保育園 71 園のうち、民間により運営される保育園は 50 園（約 70%）（H27. 4. 1 現在）
- ・定員ベースでは民間のシェア約 64%
- ・近年は認可保育園事業への新規参入が多く、保育の質の維持・向上に対する運営支援体制強化が必要

【平成 13 年度以降の定員ベースでの直営・民営別割合】

年度	定員		割合	
	直営	民営	直営	民営
平成13年度	2,905人	1,225人	70%	30%
21年度	2,725人	2,509人	52%	48%
22年度	2,395人	3,047人	44%	56%
27年度	2,395人	4,307人	36%	64%

3. 公立保育園運営の今後の方針

1. 新たに定義付ける公立保育園と私立保育園等の位置付け及び役割



2. 公による保育の質の維持・向上のための機能

① 法令等に基づく指導・監督

- 子ども・子育て支援法
- 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等

② “人の育成”の強化

- 多種多様な事業者が参画することを想定した研修の強化・充実
  - ・日々の保育のレベルアップ
  - ・特別な支援が必要な子ども（障害児等）の保育の強化
  - ・小学校への滑らかな接続を見据えた保育

③ 新規事業者に対する支援

- 新規事業者に対する児童対応・保護者対応等に関する相談・助言等

3. 公立保育園の規模適正化に係る方針

① 適正化の手段

- ・民設民営保育園への移行  
公立保育園の施設や設備等を民間法人に順次貸与または譲渡し、完全な民設民営保育園に移行する。
- ・公私連携型保育所への移行  
公立保育園の施設や設備等を公私連携保育法人として指定した民間法人に順次貸与または譲渡し、保育内容等にかかる協定を結んで市の関与性を高く維持しつつ、民設民営保育園として運営させる。
- ・複数の保育園の統廃合  
保育需要減退期において、需要にあわせた供給量とするため、複数の公立保育園を統廃合して一つの保育園を設置する。

② 民設民営保育園等への移行等の対象となる保育園

移行等の対象となる保育園については、保育需要等の動向を見極めながらその都度、年次計画を策定して移行等に取り組む。なお、平成 26 年度までに、木造園舎を中心に耐震補強を施したものの、これ以上の大規模な補修や補強は適切でないと考えられることから、建物の耐用年数を一つの目安として、建て替えと合わせた民設民営保育園等への移行や統廃合に取り組む。

③ 移行期間

現に利用する児童や保護者への影響を考慮して、移行期間は 3～6 年間を原則とする。